

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢板市長

市町村名 (市町村コード)	栃木県矢板市 (09211)
地域名 (地域内農業集落名)	平野、上伊佐野、第一農場、第二農場地区 (平野、上伊佐野、第一農場、第二農場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

遊休農地にならないように管理することや、定期的な草刈りが困難。

使いやすい農地であれば引き受けてが見つかるかもしれないが、そうでない場所は見つからず耕作放棄地となりがねない。他人に農地を任せたいとの考えがある人は多いと思うが、その場合は全て任せたく、一部任せられずに残ってしまうのが一番困る。一部引き受けている農地が抵当に入っているなど訳アリなところもあり、今後は水路管理や獣害対策など地域一体で適切に管理していかないと引き受け先が見つからなくなる可能性が高くなる。人によっては、全てを任せるのではなく、一部(作業できない部分)のみ任せる考えを持つ人もいると思うので、受けてと借りての条件が合いやすい仕組みづくりも必要。併せて、地区内において、規模拡大意向のある担い手が少ないため、地区外の担い手への農地集積・集約を進める必要がある。

水田作付面積:主食用米114.7ha、麦15.7ha、飼料用米23ha、WCS稲6.1ha、飼料用作物18.1ha、園芸作物(いちご、しいんぎく、ねぎ、さといも、みょうが ほか)1.4ha、果樹1.2ha、花木1.5ha、保全管理21.5ha ほか

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻中心。草刈り協力隊(地元住民が協力して除草作業を担う)による作業補助。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	295.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	295.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作しやすい環境づくりに取り組み、地区内の担い手と併せて地区外の担い手に対して円滑な農地集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者がいない等の理由により農地に関する相談があった際は、中間管理機構の活用を促進し、担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内それぞれの実情により必要に応じて関連事業・制度等の活用を検討し、担い手等が耕作しやすい環境づくりを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の育成や営農組織の設立等も視野に入れて対応していく。 地区の農地に適した高収益作物の導入を検討する。導入にあたっては、機械化等の各種支援事業の活用も検討し、収益性の高い露地野菜等の生産に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈り

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①⑦ 獣害対策アドバイザー事業を活用した集落単位の侵入防止柵設置の検討
 ③ 農業者の高齢化や担い手不足を補うためにドローンやICTを活用した農業経営の実施